

令和5年度
漁業権漁場図管理システム修正業務委託

仕様書

令和5年6月

岩手県

第一章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、岩手県（以下「発注者」という。）が実施する「漁業権漁場図管理システム修正業務委託」（以下「本業務」という。）について適用し、受注者が執行しなければならない一般的な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、平成14年度に構築した「漁業権漁場図管理システム※」について、令和4年度及び令和5年度の2箇年にわたって修正し、令和5年度漁業権免許切替えのため漁業権漁場図の作図及び漁業権漁場区域の適正管理を行うことを目的とする。
※ 地理情報システム（株式会社インフォマティクス製ソフトウェア「SIS」）の機能に漁業権漁場図管理業務に特化した機能を追加したもの。

(適用する規程等)

第3条 本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則に基づいて実施するものとする。

- (1) 国土交通省 公共測量作業規程（平成28年3月31日国国地第190号）
- (2) 岩手県公共測量作業規程（岩手県県土整備部）
- (3) 測量業務共通仕様書（岩手県県土整備部）
- (4) 岩手県財務関係規則
- (5) その他関係法令

(守秘義務)

第4条 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(実施要項)

第5条 本業務を実施するに当たっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配慮して最高技術を發揮するよう努力するとともに、正確丁寧に実施して発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、その指示に従うものとする。

(主任技術者)

第6条 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなけ

ればならない。

- 4 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(担当技術者)

第7条 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名及びその他必要な事項を発注者に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)

- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。但し、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、直ちに下請届を提出しなければならない。

(疑義)

第10条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を実施するものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第11条 発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。

- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

(業務着手届等の提出)

第 12 条 本業務を実施するに当たり、契約書に規定したもののか、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者及び担当技術者（それぞれに経歴書を添付する）
- (3) 業務計画書
- (4) 身分証明書（受注者は、社員の証として身分証明書を提出し、発注者の承認を受けた者を各業務の担当として従事させるものとする）

(作業報告)

第 13 条 受注者は、発注者が必要と認めたときには作業の途中経過及び関連するデータ等を速やかに報告するとともにその指示に従うものとする。

(手続及び損害賠償)

第 14 条 本業務に必要な手続は、受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。

受注者は、本業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、事故内容を遅滞なく発注者へ報告するものとする。尚、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

(検査)

第 15 条 本業務完了後、業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、主任技術者又は担当技術者立会の上、検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品に対する責任の範囲)

第 16 条 業務完了後、既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。これにかかる経費は受注者が負担するものとする。

(納期)

第 17 条 本業務の成果品の納期は、次のとおりとする。

令和6年3月5日

(納入場所)

第18条 本業務の成果品の納入場所は、岩手県農林水産部水産振興課とする。

第二章 業務概要

(業務対象)

第 19 条 本業務は、岩手県を対象とする。

(業務概要)

第 20 条 本業務の概要は次のとおりとする。

漁業権漁場区域測量（直接観測）	5箇所
漁業権漁場区域座標データ入力	5箇所
漁業権漁場区域緯度経度表示	5区域
漁業権漁場区域リスト修正（一覧表作成）	一式
漁業権漁場図データ整理	一式
平面図レイヤー追加	一式
漁業権漁場図（縮尺 1 万分の 1）データ編集・印刷	一式
システム操作指導・運用データ作成・設定	一式

(貸与資料)

第 21 条 本業務の実施に先立ち、次の資料を貸与する。

- (1) 令和 4 年度「漁業権漁場図管理システム修正業務委託」成果品のうち電子データファイル（漁業権漁場図データ等）
一式
- (2) 岩手海区漁場計画及び岩手県内水面漁場計画公示資料（共同、区画、定置）
一式
- (3) 漁業権連絡図（平成 31 年 3 月 1 日）
一冊
- (4) その他必要とする資料
一式

(漁業権漁場区域測量及びデータの扱い)

第 22 条 測量及びデータの扱いは次のとおりとする。

- (1) 発注者が指示する県内の物標（旧漁業権基点を含む。）を対象とし、G P S 観測により測量した結果を基に作成する。
- (2) 漁場図や一覧表は、座標（緯度経度：世界測地系）で表すものとする。
- (3) 測量の精度位置は 1 m 以内とする。

(漁業権漁場区域座標データ入力)

第 23 条 上記測量結果及び岩手県漁場計画公示資料をシステムのデータとして使用し、既存のデータ及び国土地理院発行の国土基本図と併せて作図システム上の運用を可能とする。

(漁業権漁場区域リスト修正及び漁業権漁場図データ整理)

第 24 条 システム運用上不要なデータを調整・整理し、緯度経度（世界測地系）で表示された漁場図の表示と岩手県における漁場計画公示が一致するよう修正し、漁業権免許後の位置確認等の利便性を向上させるものとする。

あわせて、既存の漁場区域一覧表の内容を更新するものとする。

また、漁業権連絡図（縮尺 5 万分の 1）については、データ修正後、発注者の指示する日までに電子ファイル（P D F ファイル）で提出するものとする。

(平面図レイヤーの追加)

第 25 条 現行のシステムで使用されている基図から海岸線のデータを抜き出し、現況に近くなるように編集した上で、漁業権連絡図の背景図を更新するものとする。

(漁業権漁場図データ編集・印刷)

第 26 条 漁場が確定した段階で沿岸地形及び各種漁業権区域が表示された漁業権漁場図（縮尺 1 万分の 1）の図郭を設定して各 2 部印刷するものとし、成果品は A 4 サイズに折り込むものとする。図郭設定及び印刷の詳細については発注者の指示に従うものとする。

(システム操作指導・運用データ作成・設定)

第 27 条 受注者は上記運用データを発注者が指定する岩手県ひとり一台端末（岩手県職員が利用する標準的な端末）1 台に設定するとともに、システム又はソフトウェアの操作方法について発注者の求めに応じ逐次指導するものとする。

第三章 成 果 品

(成果品)

第28条 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 漁業権漁場区域測量成果 | 一式 |
| (2) 漁業権漁場図管理システム修正データ（電子データファイル） | 一式 |
| (3) 漁業権漁場区域一覧表（電子データファイル） | 一式 |
| (4) 漁業権連絡図（縮尺5万分の1、電子データファイル） | 一式 |
| (5) 漁業権漁場図モノクロプリント($S=1/10,000$) | 2部 |
| (重複箇所含むA4折) | |
| (6) その他発注者が必要に応じ指示するもの | 一式 |